

第1部 特許訴訟の法理

第1章 特許訴訟の実体面——客体 関係

第1節	特許の内容および知的財産法全体 の中での位置づけ ……………茶園成樹・2
I	知的財産法と特許法 ……………2
1	知的財産とは……………2
2	知的財産法の分類と特許法の位置づけ……………3
3	特許法と実用新案法・営業秘密の保護との比較……………4
II	発明 ……………7
1	発明の定義……………7
2	自然法則の利用……………7
3	技術的思想……………10
4	創作……………13
5	高度性……………15
III	発明のカテゴリー ……………15
1	物の発明と方法の発明……………15
2	発明のカテゴリーの決定……………16
第2節	先端技術等と特許 ……………平嶋竜太・19

I	はじめに	19
II	ソフトウェア関連発明と特許法	20
1	ソフトウェア関連発明という概念	20
2	特許法における「発明」概念とソフトウェア関連発明	21
3	ソフトウェア関連発明の特許法による保護の現状と課題	24
III	ビジネス方法等の創作と特許法	31
IV	バイオテクノロジー関連発明と特許法	35
1	バイオテクノロジー関連発明の概要と法的課題	35
2	バイオテクノロジー関連発明における法的課題(1)——保護要件	37
3	バイオテクノロジー関連発明における法的課題(2)——権利行使	41
4	バイオインフォマティクス関連技術と特許法上の取扱い	43
V	結 び	44
	第3節 特許要件	島並 良・45
I	総 説	45
	〔図〕 特許要件の全体像	46
II	産業利用可能性	46
1	趣 旨	46
2	内 容	47
3	医療行為	49
III	新規性	51
1	趣 旨	51
2	内 容	52
3	新規性喪失の例外	53
IV	進歩性	54
1	趣 旨	54
2	内 容	55

第2章 特許訴訟の実体面——主体 関係

第1節 冒認出願に係る救済 ……………大淵哲也・57	57
I はじめに……………	57
II 現行制度の概要……………	59
〈表〉 民事救済の有無……………	80
III 行政処分 of 公定力との関係……………	81
1 問題の所在……………	81
2 特許処分の権利帰属についての法効果……………	81
3 特許処分権利帰属公定力肯定説の検証……………	82
IV 真の権利者の救済をめぐる法律構成……………	86
1 各見解……………	86
2 上記各法的構成における問題点……………	91
3 各説の帰結……………	95
4 第三者との関係と期間制限の不必要性……………	102
5 特許処分の権利帰属に関する法効果——平成23年改正関係……………	105
6 客観的公開貢献説と、出願人本人限定ドグマの否定……………	108
V 冒認の抗弁について……………	114
VI 持分冒認と特許無効……………	123
VII 冒認の抗弁についての小括……………	125
VIII 結語……………	125
第2節 職務発明 ……………横山久芳・127	127
I はじめに——職務発明制度の意義……………	127

II 職務発明の成立要件	128
1 職務発明と自由発明.....	128
2 従業者が使用者の下で行った発明であること.....	130
3 使用者の業務範囲に属すること.....	131
4 従業者の現在または過去の職務に属すること.....	132
III 特許法35条における職務発明制度の全体構造	135
1 従業者による特許を受ける権利の原始取得.....	135
2 使用者の法定通常実施権.....	136
3 事前の定めによる使用者への権利の承継.....	137
4 従業者の相当対価請求権.....	139
5 相当の対価の定め方に関するルール（特許法35条4項・5項）.....	145
IV 対価決定の不合理性審査（特許法35条4項）	148
1 特許法35条4項が掲げる3つの考慮要素.....	148
2 決定過程全体の総合判断.....	150
V 対価額についての実体的審査（特許法35条5項）	152
1 相当の対価の基本的理念.....	152
2 相当の対価の具体的算定方式.....	152
VI 対価請求権の消滅時効	164
1 期 間.....	164
2 消滅時効の起算点.....	164
VII 外国における特許を受ける権利等の対価請求	166
1 諸外国の法制度.....	166
2 外国特許の相当の対価.....	167

第3章 特許訴訟の手続面

第1節	特許出願・審査手続	茶園成樹・172
I	はじめに	172
II	特許出願	173
1	明細書	173
2	特許請求の範囲	174
3	必要な図面・要約書	176
4	分割出願等	176
5	出願の却下・取下げ・放棄	178
III	審査	178
1	審査過程	178
2	補正	180
3	出願公開	184
IV	存続期間の延長登録	188
1	概要	188
2	延長登録出願とその拒絶理由	189
第2節	特許審判手続	小島立・193
I	はじめに	193
II	特許審判の性格と種類	194
1	「行政審判」としての特許審判	194
2	日本法の特徴	196
III	特許審判の種類	198
1	拒絶査定不服審判	198

2 無効審判	199
3 訂正審判	208
IV 特許審判手続における今後の課題	213

第4章 特許権の性質・効力と侵害

第1節 特許権の性質・効力と消尽論 …鈴木将文・217	
I 特許権の性質	217
1 特許権の性質	217
2 特許権の共有	218
II 特許権の効力	219
1 効力	219
2 特許権の消尽	223
3 特許権の効力の制限	231
第2節 クレーム解釈と侵害 …愛知靖之・234	
I 緒論	234
II クレームの意義の確定	235
1 明細書の参酌	235
2 公知技術・審査経過など	239
III クレームの限定解釈	241
1 緒論	241
2 矛盾行為の解消	242
3 公知技術に対する権利行使の否定	244
第3節 均等論 …井上由里子・248	
I 均等論とは	248

1 意義	248
2 背景	249
II 最高裁判決の示した均等論の要件と根拠	250
1 要件	250
2 根拠	251
III 各要件の分析	254
1 第1要件——本質的部分の要件	254
2 第2要件——置換可能性（作用効果の同一性）	258
3 第3要件——容易想到性（置換容易性）	259
4 第4要件——仮想的クレーム	261
5 第5要件——審査経過禁反言等の特段の事情	262
第4節 間接侵害	潮海久雄・265
I 問題の所在	265
II 立法経緯	267
III 独立説と従属説	269
1 効果	269
2 私的实施	269
3 試験・研究	270
4 外国での行為	271
5 実施権者、強制実施権者、先使用权者	273
6 消尽、修理	273
IV プログラムによる諸現象・諸問題	280
1 プログラムによる間接侵害規定の適用範囲の拡大	280
2 実施行為の拡大	281
3 Yの供給する「その物の生産に用いる物」および「その方法の使用に用いる物」の拡大	282

4	教唆・幫助行為への拡大	285
5	汎用品と特注品	286
V	個別要件・効果	287
1	緒論	287
2	「その物の生産に用いる物」は無体物を含むか	288
3	間接侵害の間接侵害	288
4	教唆・幫助行為を含まないとする解釈論	290
5	不可欠要件	291
6	主観的要件	296
7	汎用品要件	299
8	救済	303
VI	実施行為が多数の主体により分担される場合	308
1	分担された実施行為	308
2	わが国の裁判例	309
3	共同直接侵害	310
4	クレームの書き方への影響と問題点	316
5	教唆規定の立法論	318
VII	法原理・法律構成との関係	320
1	解釈論・立法論における予備行為の差止め、間接侵害行為の 直接侵害行為化	320
2	物権法と不法行為法の交錯	320
3	競争法との関係	321

第5章 特許権の侵害に対する救済

第1節 差止請求……………横山久芳・323

I	差止請求の意義	323
1	法的性質	323
2	差止請求権(特許法100条1項)	325
3	廃棄等請求権(特許法100条2項)	326
II	差止請求の主体	328
1	専用実施権設定後の特許権者による差止請求	329
2	通常実施権者の差止請求の可否	331
3	独占的通常実施権者の差止請求の可否	332
III	差止請求の相手方	336
1	「侵害する者」の人的範囲	336
2	複数主体が実施過程に関与した場合	338

第2節 特許権侵害による損害賠償請求と民法

潮見佳男・342

I	問題の所在	342
II	特許法が基礎とする損害賠償法のパラダイム	343
III	特許法学の中での新たなパラダイム構築の動き	345
IV	民事不法行為法学の中の新たな動き	346
1	実損主義・具体的損害計算の後退と「権利の客観的価値」の賠償論	346
2	「利得吐き出し型損害賠償」をめぐる議論の登場	348

第3節 特許権侵害による損害賠償請求と

特許法(特許法102条各項) 横山久芳・353

I	はじめに	353
II	過失の推定(特許法103条)	354
III	損害額の算定(特許法102条)	356

1 総説	356
2 侵害品の譲渡数量により損害額を算定する方法（特許法102条1項）	358
3 侵害者利益による損害額の推定（特許法102条2項）	370
4 実施料相当額を損害額とする規定（特許法102条3項）	379
5 軽過失の参酌（特許法102条4項）	386
IV 権利者が複数存在する場合	387
1 特許権が共有の場合	387
2 実施権が設定された場合	389
V 侵害者が複数存在する場合	392
1 各規定の取扱い	393
2 共同不法行為が成立する場合	395
3 間接侵害	396
第4節 不当利得返還請求等	潮見佳男・397
I 問題の所在	397
II 特許法学が前提としている民法理論	398
III 不当利得法における議論の現況	399
1 公平説から類型論へ	399
2 侵害利得における要件事実の変容——不当利得4要件への疑問	400
IV 準事務管理をめぐる議論の現況	402
1 準事務管理内在的な議論	402
2 擬制信託への関連づけ	406

第6章 特許権の救済手続

第1節	特許争訟手続の概観	平嶋竜太・409
I	はじめに	409
II	特許争訟手続の構造と特徴	410
1	特許審判・審決取消訴訟	410
2	特許権侵害訴訟	415
3	権利帰属関係訴訟	417
III	特許争訟手続における知的財産高等裁判所の役割意義	418
IV	特許争訟手続における技術専門家の活用	420
V	結 び	424
第2節	特許法上の書類提出命令等の規定、 秘密保持命令、非公開審理等	菱田雄郷・425
I	本節の目的	425
II	特許法上の諸制度	427
1	秘密保持命令	427
2	書類提出命令	429
3	公開停止	430
III	諸外国の法制度	431
1	アメリカ	431
2	イングランド	433
3	ドイツ	435
4	フランス	436
IV	整理の視点	437

1	情報収集に関するルールの整理	437
2	秘密保護に関するルールの整理	438
V	比較	439
1	情報収集	439
2	秘密保護	439
VI	おわりに	441

第7章 その他

第1節	特許権の実施等	小泉直樹・442
I	専用実施権	442
II	通常実施権	443
III	不爭義務	445
1	特約のある場合の有効性	445
2	特約がない場合	446
IV	実施料返還義務	447
V	訂正審判請求に関する実施権者の許諾	448
VI	仮専用実施権、仮通常実施権	449
第2節	特許権侵害事件の国際裁判管轄・	
	準拠法	道垣内正人・449
I	問題の所在	449
II	国際裁判管轄	450
1	問題の所在	450
2	日本の現状	452
3	ヨーロッパおよびアメリカの最近の判例	454

4	まとめ	460
III	準拠法	462
1	問題の所在	462
2	前提問題としての特許の有効性等の問題	462
3	侵害差止め等の請求と損害賠償請求の準拠法	463
4	特別留保条項による日本法の累積適用	465
5	まとめ	466

第 2 部 特許訴訟の実務 (第 1 章～第 4 章)

第 1 章 特許権侵害訴訟概論

第 1 節	特許権侵害と訴訟外の紛争解決手続	
		吉武賢次・470
I	はじめに	470
II	警告書の送付	471
1	概 説	471
2	紛争当事者の直接交渉	471
3	和解の成立	474
III	裁判外紛争解決手続	474
1	概 説	474
2	調停（和解手続）	475
3	仲 裁	476

IV 輸出入差止制度	478
1 概説	478
2 輸入差止申立制度	479
3 輸出差止申立制度	486

第2節 侵害訴訟の審理・手続の概観

清水 節／岩崎 慎・487

I はじめに	487
1 侵害訴訟の審理・手続の概略	487
2 侵害訴訟の審理・手続の特色	489
II 侵害訴訟の審理・手続の概略	489
1 被告製品、被告方法の特定（特定論）	489
2 侵害の有無（侵害論）	492
3 特許無効の抗弁（無効論）	493
4 損害額の算定（損害論）	495
III 侵害訴訟の審理・手続の特色	498
1 弁論準備手続の積極的活用	498
2 当事者による技術説明会の実施	499
3 裁判所調査官・専門委員制度の活用	500
4 書証を中心とした審理	501

第3節 保全訴訟の手続の概観

片山 信・502

I はじめに	502
II 仮の地位を定める仮処分	502
1 概要	502
2 申立権者	503
3 申立事項	503

4	当事者複数・権利複数の申立て	504
5	必要書類等	505
6	審尋の実際	505
7	担保	508
8	主文例	510
9	取下げ	511
10	不服申立ての手続	511
11	本案訴訟との手続選択	512
III	その他の保全訴訟	514
1	処分禁止の仮処分	514
2	仮登録仮処分	515
3	仮差押え	515
第4節 実用新案権侵害訴訟の特徴 ……光石俊郎・516		
I	はじめに	516
II	実用新案権と特許権の違い	517
1	保護対象	517
2	権利付与手続	517
3	実用新案技術評価	517
4	権利行使時における当事者の過失責任	518
5	手続の補正	519
6	実用新案登録の訂正	519
7	存続期間	520
8	実用新案と特許との関係	520
III	実用新案権侵害訴訟の特徴	521
1	権利行使の方法	521
2	損害賠償請求における侵害者の故意または過失の立証	523

3	無効審決確定による権利者の損害賠償責任	525
4	訂正による権利者の損害賠償責任	527
5	方法が記載された実用新案登録請求の範囲の解釈	527

第2章 特許権侵害訴訟の提起

第1節 侵害訴訟の管轄（第1審、控訴審）

および訴額、保全訴訟の管轄……………古河謙一・529

I 侵害訴訟の管轄……………529

1 はじめに……………529

2 普通裁判籍および財産権上の訴え等についての特別裁判籍……………530

3 民事訴訟法6条……………532

4 東京地方裁判所と大阪地方裁判所との間での競合管轄……………535

5 移送の可否……………536

6 控訴審の管轄……………537

II 保全訴訟の管轄……………538

III 訴 額……………539

1 手数料の算定基準……………539

2 訴額の算定基準……………539

3 類型別の訴額算定基準……………540

4 差止請求と併合して提起する場合……………544

第2節 特許権侵害と訴訟前の手続……………田中成志・544

I 特許権侵害訴訟において必要な証拠……………544

II 証拠の収集、分析、実験……………545

1 被告製品の調査、分析……………545

2	被告主張の方法が合理的でない場合	546
3	被告製品を分析する方法（複数の測定方法が想定される場合）	547
III	公正証書	548
1	公正証書を用いる意義	548
2	事実実験公正証書	548
IV	弁護士照会	550
V	訴えの提起前における照会	551
1	求釈明、当事者照会、訴えの提起前における照会	551
2	照会の方法	552
3	照会に対する回答の義務	553
4	被予告通知者による照会	553
VI	提訴前証拠収集処分	554
VII	証拠保全手続	555
1	証拠保全手続とは	555
2	証拠保全の実務	556
VIII	その他の証拠収集	557
1	調査囑託	557
2	情報公開請求	557

第3節 侵害訴訟の訴状の作成

.....熊倉禎男／相良由里子・559

I	総論	559
II	訴状作成までの事前準備	560
1	相談の依頼	560
2	登録原簿の確認	560
3	権利内容の確認	561
4	無効理由等の検討	562

5	対象物件・方法の調査と分析	563
6	権利の選別	565
7	相手方の選別	565
8	警告および相手方との交渉	566
III	訴状の作成	567
1	訴状の作成にあたって	567
2	侵害訴訟における請求の種類	567
3	訴状の必要的記載事項	568
IV	当事者等	569
1	侵害訴訟における原告	569
2	侵害訴訟における被告	570
3	侵害訴訟における訴訟代理人等	571
V	差止請求における請求の趣旨および原因	572
1	差止請求における請求の趣旨	572
2	差止請求における請求原因	574
VI	損害賠償請求における請求の趣旨と原因	580
VII	信用回復措置請求	582
VIII	事前の交渉経過等の記録	583
IX	結語	583

第3章 特許権侵害訴訟における クレーム解釈等

第1節	クレーム解釈（一般・公知技術、 出願経過との関係）	杉浦正樹・584
-----	------------------------------	----------

第3節 プロダクト・バイ・プロセス・

クレーム	近藤恵嗣・629
I 問題の所在	629
II プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈に関する 対立	631
III 物としての同一性の判断	635
IV 均等論からの示唆	638
V 特許侵害訴訟における主張・立証責任	641
1 侵害論における原告の主張・立証	642
2 原告の主張に対する被告の認否	643
3 無効論における被告の主張・立証	644
4 被告による無効論に対する原告の認否	645
VI 結 び	645

第4節 均 等

I 均等侵害の意義	646
II 生海苔異物除去機の事例	647
〔図1〕 本件明細書の図1と図4	647
1 発明の概要とクレーム	648
〔図2〕 被告装置(判決書添付の図面)	649
2 被告装置	650
3 判 決	650
III 特許侵害の要件事実	651
1 具体的事実が要件事実	651
2 特許侵害事件の要件事実	651
3 きれいな侵害事件では証明の問題はない	652

IV 均等侵害の要件事実と証明責任	653
1 要件事実たる具体的事実	653
2 証明責任の対象	654
3 証明責任の分配	654
V 目的等の抽象度と認定根拠	655
1 生海苔事件での議論の可能性	655
2 明細書の記載との関係	656
3 明細書に記載されていた場合	657
VI 追加的効果の達成	657
1 追加的効果があっても第2要件を充足	657
2 追加的効果と第3要件の否定	658
3 検 討	659
4 基準時の議論との関係	660
VII 第5要件と出願時の戦略	661
1 最良は均等論不要のクレーム	661
2 無駄な補正は望ましくない	662
3 生海苔事件についての2種類の感想	662

第4章 特許権侵害訴訟における 被告の防御

第1節 特許無効を理由とする被告の対応

.....	大野聖二・665
I はじめに	665
II 特許法104条の3(無効の抗弁)の成立	666
1 はじめに	666

2	キルビー事件最高裁判決以前	666
3	キルビー事件最高裁判決	667
4	特許法104条の3の立法化	669
5	キルビー事件最高裁判決の法理と特許法104条の3の異同	670
III	特許法104条の3と無効審判の関係	672
1	無効審判請求の要否	672
2	侵害訴訟の判断と無効審判ルートとの判断の齟齬	673
IV	特許法104条の3と無効審判の判断手法の関係	678
1	はじめに	678
2	無効審判のルートにおける無効判断の手法	679
3	特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈手法	679
4	侵害訴訟における無効の抗弁の判断手法	680
5	検 討	680
V	無効理由に対する被告の対応	683
第2節	特許法104条の3の抗弁	小池 豊・685
I	はじめに	685
II	制度上の位置づけ	685
1	特許権侵害訴訟と特許無効の関係	685
2	侵害裁判所の判断事項	686
3	原告請求棄却の理論構成	687
4	キルビー判決とその意義	690
III	特許法104条の3の意義	693
IV	特許法104条の3の内容と問題点	694
1	「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において」	694
2	「当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは」の意味	694

3	特許法104条の3における抗弁の判断の順序	705
4	公知技術参酌説と特許法104条の3の関係	706
5	特許法104条の3第2項	707
V	特許法104条の3の実際の運用と今後の行方	709
	第3節 先使用による通常実施権 ……………美勢克彦・710	
I	先使用権制度	710
1	沿革	710
2	意義	711
II	要件	712
1	特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、 または特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明を した者から知得して	713
2	特許出願の際現に	714
3	日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又は その事業の準備をしている者	716
4	その実施または準備をしている発明の範囲内において	717
5	その実施または準備をしている事業の目的の範囲内において	725
III	効果	726
1	法定の通常実施権	726
2	移転	727
IV	先使用権の立証と発明の管理	727
1	過去に向かったの先使用立証	727
2	将来に向かったの先使用立証	728
	第4節 試験研究のための実施 ……………片山英二・729	
I	問題の所在	729

II	平成11年最高裁判決に至るまでの試験研究についての判例・学説	730
1	試験研究の意義	730
2	染野論文	730
3	平成11年最高裁判決以前の判例	732
III	後発医薬品に関する平成11年最高裁判決と学説	734
1	後発医薬品の承認申請のための試験に関する下級審判例	734
2	最高裁平成11年判決	736
3	最高裁平成11年判決の特徴	737
4	試験研究をゆるやかに解釈する学説	737
IV	リサーチツール発明についての学説	739
1	リサーチツール発明	739
2	「試験研究としてする」という基準	740
3	生命科学分野における問題	740
V	おわりに	743
	第5節 消尽論	増井和夫・744
I	消尽論の基本形	744
II	消尽論の理論的根拠	746
III	消尽論の適用範囲	746
1	国際取引と消尽論（特許製品の並行輸入）	746
2	物の発明と方法の発明	748
3	特許製品を販売する者と消尽論	749
4	特許権者の明示の意思と消尽論	749
IV	特許製品の利用態様と消尽論	751
1	概要	751
2	判断基準	752

3 特許製品の修理または部品の交換	753
4 特許製品の状態を変えて利用する態様	756
5 廃棄品の再生利用	758
・判例索引	764-1
・事項索引	764-20
・編者略歴	764-30
・執筆者一覧	764-34

<下巻目次>

第2部 特許訴訟の実務(第5章～第8章)

第5章 特許権侵害訴訟における権利者の救済	766
第1節 損害額	古城春実・766
第2節 補償金請求訴訟の実務	北原潤一・793
第6章 特許権侵害訴訟の特殊形態	811
第1節 複数者による侵害と差止請求	水谷直樹・811
第2節 複数当事者訴訟における損害賠償	尾崎英男・826
第3節 特許ライセンス契約と侵害訴訟	城山康文・844
第4節 特許信託と侵害訴訟	末吉 亙・856
第7章 その他の特許訴訟	870
第1節 職務発明訴訟の実務	吉田和彦・870
第2節 冒認出願・特許における真の権利者の救済	飯田 圭・918
第8章 審決取消訴訟の実務	942
第1節 審決取消訴訟の手續の概観	岡本 岳／森 義之・942
第2節 審決取消訴訟の実務	飯田秀郷・954
第3節 審決取消訴訟の当事者	鈴木 修・979

- 第4節 審決取消訴訟における明細書の記載要件
——いわゆるサポート要件を中心に——……………大鷹一郎・999
- 第5節 審決取消訴訟における進歩性の判断……………宍戸 充・1013

第3部 特許訴訟の要件事実と裁判

第1章 特許権侵害訴訟の訴訟物と要件事実……………1038

- 第1節 侵害訴訟の審理対象……………田邊 実・1038
- 第2節 侵害訴訟の要件事実概観……………間 史恵・1053
- 第3節 保全訴訟の要件事実の概観……………平田直人・1075
- 第4節 均等侵害の要件事実……………山田真紀・1085
- 第5節 間接侵害の要件事実……………吉川 泉・1099
- 第6節 特許法104条の3の要件事実……………高部眞規子・1117
- 第7節 消尽の要件事実……………三村量一・1128
- 第8節 損害額(特許法102条1項～3項)の要件事実……………佐野 信・1176

第2章 特許権侵害訴訟の手続……………1200

- 第1節 文書提出命令(検証物提示命令)とインカメラ手続
……………頼 晋一・1200
- 第2節 秘密保持命令をめぐる実務上の問題点……………中島基至・1217
- 第3節 計算鑑定……………高部眞規子・1235
- 第4節 侵害訴訟と無効審判手続の関係……………設樂隆一・1247
- 第5節 侵害訴訟における和解……………市川正巳・1262
- 第6節 侵害訴訟判決と再審事由……………荒井章光・1284

第3章 審決取消訴訟の手続……………1308

- 第1節 無効審決取消訴訟の審理対象と範囲……………塚原朋一・1308
- 第2節 審決取消訴訟の要件事実の概観……………石原直樹・1323
- 第3節 審決取消訴訟における発明の要旨の認定……………田中孝一・1341
- 第4節 複数の請求項に係る審判請求と審決取消訴訟……………嶋末和秀・1349

第5節	審決取消訴訟と訂正審判	佐藤達文	1377
第6節	取消訴訟提起後の訂正審判請求と差戻決定	古閑裕二	1388
第7節	無効審決・訂正拒絶審決の取消訴訟と 侵害訴訟の関係	高野輝久	1410
第8節	審決取消訴訟と和解	柴田義明	1423
第9節	取消判決の拘束力	森 義之	1437